

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	お客様設備課
委 託 業 務 名	クラウドサービス利用契約
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	水道・ガス・下水道工事申請等W e b 受付システム運用に伴うクラウドサービス利用契約
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	6, 6 0 0, 0 0 0 円 月額利用料：5 5 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕神奈川県横浜市中区相生町 6－1 1 3 オーク桜木町ビル 9 F 〔名 称〕横浜ウォーター㈱
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	横浜ウォーター株式会社は、令和 5 年度に実施した水道・ガス・下水道工事申請等W e b 受付システムの構築業務の業者選定に係る公募型プロポーザル方式によりクラウドサービスを利用したシステムの開発・運用保守を行う事業者として選定された。このことから当該業者と随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。